

宿泊約款

(適用範囲)

- 第 1 条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

- 第 2 条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第 1 の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第 3 条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3 日を超えるときは 3 日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限りします。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

- 第 4 条の 2 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第 5 条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3

年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。))第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 山口県旅館業の施設の設置基準等を定める条例第 5 条に該当するとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

- 第 5 条の 2 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

- 第 6 条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)(は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限りします。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 10 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

- 第 7 条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除ことがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。

(6) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。

(7) 災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(8) 山口県旅館業の施設の設置基準等を定める条例第 5 条に該当するとき。

(9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

第 7 条の 2 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は宿泊日当日当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先

(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号

(3) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

超過 1 時間につき 1 部屋 2,200 円。ただし、超過時間は正午までとします。

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間：

イ.門限：24時間

ロ.フロントサービス：24時間

(2) 飲食等(施設)サービス時間

イ.朝食：午前7時00分から午前9時30分まで（食堂）

ロ.夕食：午後5時30分から午後9時00分まで（食堂）

(3) 附帯サービス施設時間

イ.売店：午前7時30分から午後9時00分まで

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによりします。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとしします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、50万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料(及び室料+朝食・夕食料)) ② サービス料(①×15%)14名以下は20%
	追加料金	③ 追加飲食(①に含まれるものを除く) ④ サービス料(③×15%)14名以下は20%
	税金	⑤ 消費税 ⑥ 入湯税

備考1 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。

2 子供料金は小学生以下に適用し、食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは50%をいただきます。

寝具及び食事を提供しない幼児については、施設使用料金3,300円をいただきます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	20日前	30日前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%	%	%	%	%	%	%	%	%
15～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%	%	%	%	%	%	%	%
31名～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%	%	%	%
101名以上	100%	100%	80%	50%	30%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%	10%

(注) 1. % は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、それぞれの宿泊日ごとに違約金率に基づく違約金がかかります。

3. 連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合、それぞれの取消した宿泊日ごとに違約金率に基づく違約金がかかります。

4. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

5. 宿泊プランにより異なる場合があります、その場合は宿泊プランの情報が優先されます。

ホテル施設利用規則

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご利用いただくために、次の通り利用規則を定めておりますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけない場合は、当ホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げますので予めご承知おください。

1. 適用範囲

当ホテルの全施設（宿泊施設、宴会施設、レストラン、ロビー、車寄せ、駐車場、敷地等すべてを含みます。以下総称して「当ホテル内諸施設」といいます。）ご利用の来館者に適用させていただきます。但し、本規則に定めのないものは、宿泊約款、宴会・催事規約、結婚披露宴規約を適用させていただきます。

2. 火災予防および保安に関すること

- （1）喫煙場所以外での喫煙はお断りいたします。
- （2）バックヤード、機械室などお客様用以外の施設に立ち入らないでください。

3. お預かり品、お忘れ物等の取扱いに関すること

- （1）お預かり品の保管は、原則お預かりの日から3ヶ月間となっております。それ以後は、当ホテルにて処分させていただきます。
- （2）お忘れ物、拾得物の処置は法令に基づいてお取扱いさせていただきます。

4. 反社会的勢力等の施設利用の禁止に関すること

次に掲げる組織、個人については、当ホテル内諸施設のご利用をお断りいたします。又、予約成立後あるいはご利用中といえども、その事実が判明した場合には、その時点以降一切のご利用をお断りいたします。

- イ. 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者
- ロ. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
- ハ. 反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者
- ニ. 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求及びこれに類する行為が認められる場合
- ホ. 下記5の「その他の禁止事項」について、当ホテルより注意を受けて直ちにその行為を止めなかった者

5. その他の禁止事項

- （1）当ホテル内諸施設で賭博、又は風紀を乱すような行為。
- （2）当ホテル内諸施設で他のお客様にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。
- （3）著しく不潔な身体または服装により他のお客様にご迷惑を及ぼす恐れが認められること。
- （4）客室を当ホテルの許可なしに宿泊及び飲食以外の目的に使用すること。
- （5）ホテル内に飲食物をお持ち込みになったり、外部から出前等をおとりになること。
- （6）当ホテル内諸施設に、他のお客様のご迷惑になるものをお持ちになること。
 - イ. 犬、猫、小鳥等の動物、ペット全般（但し、盲導犬、介助犬は除く）
 - ロ. 発火又は引火しやすい火薬・揮発油類、危険性のある製品、悪臭を発する物、その他法令で所持を禁じられている物等
- （7）当ホテル内諸施設の諸設備、諸物品に傷や異物をつけたり、当ホテルの許可なく他の場所へ移動させる等、現状を変更する行為。又、館外に持ち出したりする行為。
- （8）当ホテル内諸施設で許可なく、広告、宣伝物の配布、掲示、物品の販売、勧誘、営業行為等、及びビラ等の配布、署名活動等を行うこと。
- （9）ホテル内で撮影された写真等を当ホテルの許可なく営業上の目的で公にすること。
- （10）その他当ホテルが不適当と判断する行為。

以上